

安城市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が締結する電子契約の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 安城市契約規則（昭和41年規則第10号）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 契約者 安城市契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (3) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (4) サービス提供事業者 市長と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (5) 電子契約サービス 契約担当者及び契約者が、サービス提供事業者のシステムを利用して電子署名（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名をいう。）を行う方式のサービスをいう。

(電子契約の締結方法)

第3条 電子契約の締結は、サービス提供事業者の提供する電子契約サービスを利用して行うこととする。

2 契約担当者及び契約者は、利用する電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。

3 電子署名は、契約者、契約担当者の順に行うこととする。

(電子契約の対象)

第4条 電子契約にて締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 条件付き一般競争入札及び指名競争入札により行う契約
- (2) その他市長が指定する契約

2 前項第1号の場合にあっては、入札公告又は指名競争入札通知等（以下、「入札公告等」という。）に、電子契約にて契約を締結することができることを示すものとする。

(対象としない契約)

第5条 電子契約の対象としない契約は、次のとおりとする。

- (1) 法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約
- (2) 契約期間が10年を超える及び期間の定めのない契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
(利用の申出)

第6条 第4条第1号の場合において、入札に参加しようとする者は、電子契約又は紙による契約のいずれか希望する方法を、入札公告等において市長が定める申出方法に従って申し出なければならない。

2 第4条第2号の場合においては、その案件に参加しようとする者は、電子契約又は紙による契約のいずれか希望する方法を、市長が定める申出方法に従って申し出なければならない。

3 前2項の申出において電子契約を希望する者は、電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書(様式第1)を提出しなければならない。

(紙の契約書への切替え等)

第7条 システム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約の締結は、紙による契約とする。

2 前項に規定する場合のほか、契約担当者は、前条の申出にかかわらず、必要と認める場合は、原契約が電子契約によるものか否かを問わず、電子契約又は紙による契約のいずれによっても、その変更契約を締結することができる。

(他の要綱等の読替え)

第8条 電子契約にて締結することができる契約については、総務部契約検査課の所管する他の要綱、要領その他の内規中に「契約書」とあるものは「契約書(その作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録が作成される場合の当該電磁的記録を含む。)」と読み替えて適用できる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 市長は、令和7年度末までを目途に、電子契約事業の試行的運用を行い、その結果に基づき、事業の要否を含む必要な見直しの措置を講ずるものとする。